



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

＜連載第2回＞本年6月中旬に改訂が予定される「コーポレートガバナンス・コード」の要点をご紹介します。

◇コーポレートガバナンス・コード(以下「CGC」)及び投資家と企業の対話ガイドライン(以下「GL」)、3年ぶりの改訂へ

本号では改訂の4つの柱のうち「3. サステナビリティを巡る課題への取り組み」「4. その他個別の項目」について、会社に対応しなければならない事項という視点から改訂の要点をお知らせ致します。*以下「原則」、「補充原則」はCGCのそれを指します。

3. サステナビリティ (ESG要素を含む中長期的な持続可能性) を巡る課題への取り組み

① サステナビリティを巡る課題への対応は重要な経営課題であり、中長期的企業価値向上の観点から、積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき (補充原則2-3①)。

→サステナビリティに対する社会的要請・関心の高まりやデジタルトランスフォーメーション、サイバーセキュリティ等の環境変化について、会社の経営戦略・経営計画に適切に反映されているか検証する必要がある、場合によってはサステナビリティに関する委員会を設置することも検討する必要があります (GL1-3)。

② 上場企業は、経営戦略の開示にあたり、自社のサステナビリティへの取り組みを適切に開示すべき (補充原則3-1③)

→プライム市場の上場会社は、さらにTCFDに準拠した開示が求められるに至っています (補充原則3-1③)。

③ 取締役会は自社のサステナビリティを巡る取り組みについて基本的な方針を策定すべき (補充原則4-2②)

→サステナビリティへの取り組み及びその開示は企業経営にあたり避けられない課題になっています。SDGs目標を取り入れるなどして自社の経営において可能な範囲でサステナビリティを実現していくことが求められています。

4. その他個別の項目

① グループガバナンスの在り方

支配株主を有する株式会社は、①独立社外取締役を3分の1 (プライム市場については過半数) 以上選任するか、又は②支配株主と少数株主との利益が相反する取引等について審議等を行う特別委員会を設置する (補充原則4-8③)

→取締役会における意思決定に支配株主以外の多様な意見を反映させることが、会社の持続的な成長に資することに繋がります。

② 監査に対する信頼性の確保及び内部統制

スタンダード市場・プライム市場共に、取締役会・監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築する (補充原則4-3④)。

→事業遂行上のリスク回避のため、上場会社に適切な内部統制機関の設置・運営を促すものです。

③ 株主総会関係

上場会社は、議決権の電子行使を可能にするための環境作り等を進める。特に、プライム市場については、機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用を可能とする (補充原則1-2④) →株主総会は会社と株主の重要な対話の場であることから、上場会社は、株主の権利行使に関する環境を整備すべきものとされます。

④ その他

上記以外の主要な課題としては、概ね次のようなものが挙げられます。

- ・上場会社は、合理的な範囲で英文による情報開示提供を行う。特に、プライム市場については、開示書類のうち必要なものについて英語による開示提供を行う (補充原則3-1②)

- ・上場会社は、社外取締役・監査役も株主との対話に応じる体制を構築する (補充原則5-1)

- ・事業ポートフォリオに関する基本方針を決定し、それを経営戦略に反映する (補充原則5-2②)

- ・取締役は、人的資本・知的財産の投資等の経営資源の配分・事業ポートフォリオの実行について実行的に監督を行う (補充原則4-2②)

- ・政策株式の保有効果の検証について取締役会の協議事項とする (GL4-2-1)

(弁護士友成、弁護士門屋)

法務トピックス

◆賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律

(令和3年6月15日施行)

賃貸住宅の受託管理やサブリースが増加する中、所有者や入居者とのトラブルが増加し、特にサブリース業者と所有者との間で家賃保証等の契約条件を巡るトラブルが多発していることから、賃貸住宅における良好な居住環境の確保を図るとともに、不良業者を排除し、業界の健全な発展・育成を図るため、新たに賃貸住宅管理業者の登録制度が創設されます。賃貸住宅管理業を営もうとする者の国土交通大臣の登録義務のほか、事務所ごとの業務管理者の配置義務、管理受託契約締結前の重要事項説明義務、受託者への定期報告義務等が設けられます。